

第4回北九州市障害者施策推進協議会（R5.11.21開催）で委員から出た意見一覧

資料2

※会議中に回答した意見・質問等についても記載しています。

No.	対象分野施策番号	委員意見	回答	所管課（回答担当）
1	社会情勢の変化	<p>障害のある人は交通網の弱体化やサービス事業所の雇用の確保ができていないなどの問題で十分なサービスが受けられない人がいる現状を「社会情勢の変化」で触れる必要があるのではないか。</p> <p>事業所の雇用のことは少し触れられているが、サービスを受けることは権利であるけれども移動手段が限られている障害のある人が十分サービスを受けられていない状況について何か記載する必要があるのではないか。</p>	<p>（障害福祉企画課）</p> <p>「社会情勢の変化」については、国では現行計画の間にあった変化を新たに項目立てをすべきとの理由から新たに記載されたものであり、本市でもその考えを踏襲して記載しています。そのため、計画全般の推進にあたり留意すべき事項を記載すべきと考えているため、ご意見の内容を社会情勢の変化への追加は見合わせたいと思います。</p> <p>（障害者支援課） 企画課のとおり</p>	<p>障害福祉企画課 障害者支援課</p>
2	1 - (1)	<p>障害のある人の差別がまだあり、なくなったら良いと考える。</p>	<p>市民や事業者に対して出前講演や障害者週間での街頭啓発等を実施し、障害のある人への差別の解消に取り組んでまいります。</p>	<p>障害福祉企画課</p>
3	1 - (3) - 6	<p>本市においても「移動投票所」の実施はできないのか。できるのであればこの項目に記載することはできないか。</p>	<p>移動投票所を導入している多くの自治体では、山間部の集落であったり、投票所の統廃合により、投票所までの距離が、著しく遠くなった有権者の、投票機会確保のために実施しています。</p> <p>本市では、238カ所の当日投票所に加え、期日前投票所として、市内7カ所の区役所、9カ所の出張所と3カ所の商業施設に設置しており、有権者の方々の投票機会確保のため、今後もこの数は維持していきたいと考えています。</p> <p>移動投票所の導入については、公平性や公正性の観点から、投票場所や巡回ルートをどのように選定するのかなどの問題もあり、現時点での実施は難しいと考えています。</p> <p>引き続き、障害のある有権者に対する投票環境について、他自治体の向上策なども研究しながら、投票機会の確保に努めてまいります。</p>	<p>選挙課</p>
4	1 - (4) - 2	<p>難病もそうだが手帳取得が難しい「状態が変動する障害」もあるので、啓発の意味でもその表記を加えた「重症心身障害その他の重複障害、また状態が変動する障害など、より一層の市民の理解」と修正をお願いしたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「重症心身障害その他の重複障害等、より一層の市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害、状態が変動する障害について」に修正しました。</p>	<p>障害福祉企画課</p>

No.	対象分野施策番号	委員意見	回答	所管課（回答担当）
5	1 - (4) - 2 1 - (4) - 3 2 - (1) - 8 2 - (2) - 1	「盲ろう」、「視覚障害者」、「聴覚障害」や「盲ろう者」など対象が明確に決まっているなら別だが、表現を統一してはどうか。	(障害福祉企画課) 「視覚障害者誘導用ブロック」や「盲ろう者通訳・ガイドヘルパー」等、固有名詞として使用している表現もありますので、変更は検討しておりません。 (市議会事務局) 市議会の傍聴については、聴覚障害のある人に対する配慮が必要です。対象が明確に決まっているため2 - (1) - 8は、試案の内容が適切と考えます。	障害福祉企画課 障害福祉企画課 市議会事務局 障害福祉企画課
6	5 - (3)	難病の支援について、どこが狭間になっているのか見返す必要があるのではないか。計画の穴がどこにあるのか分かるのではないかと。相談、就労支援、相談支援や合理的配慮などケース事例の蓄積を行うことが必要があるのではないかと。	計画の振り返りについては、PDCAサイクル（定期的に調査、分析及び評価を行い必要があると認められる場合は必要な措置を講ずること）を毎年実施していくことで、今後の計画の推進に反映させていきます。 また、就労支援や差別解消等に関する相談事例などの蓄積も行っており、必要に応じて個人情報等を考慮した上で対応方法の周知等で活用していきたいと考えています。 (難病相談支援センター) 今後も「北九州市難病対策地域協議会」において、地域の実情に応じた支援体制について協議を行うと共に、その成果を今後の障害者支援計画の推進にも反映させていきたいと考えております。	障害福祉企画課 難病相談支援センター
7	5 - (4)	放課後等デイがなくなった精神障害のある18歳以降の発達支援について、重要な問題であるので何か改善されていったらよいと考える。	学校を卒業して放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所へ移行された場合には、サービスの利用による直接的な支援に加えて、相談支援専門員がマネジメントの中心となり医療機関や必要に応じて発達障害者支援センター「つばさ」への相談、連携によって個々の状況に応じた支援の方策が立てられていることと存じます。また、区役所では随時精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を行っております。 今後も個別支援のみならず、必要に応じて精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける「協議の場」や「発達障害者支援地域協議会」、「自立支援協議会」等で課題の整理、共有、検討を行っていききたいと考えています。	精神保健・地域移行推進課

No.	対象分野施策番号	委員意見	回答	所管課（回答担当）
8	5 - (5)	<p>放課後等デイサービスの利用後、生活介護に移行することになるが時間が少なく、母親が仕事を替えたり辞めないといけないという事例があり何とかして欲しい。</p> <p>また、ショートステイはあるにはあるが医療的ケア児のところで総合療育センターにベッドが2床しかない、予約が取れないなど、レスパイトもあるが行けないという母親の話を聞くなど、需要と供給が合っていないのではないかと。</p> <p>あと、グループホームの親亡き後を考えると預け先は少ないと感じている。</p>	<p>学齢期から成人期への移行に係る障害福祉サービスの切り替えに伴う課題を解決するため、今後も乳幼児期から成人後まで一貫した切れ目のない支援への提供に努めてまいりたいと思います。ご意見の内容については、5 - (5) - 1「乳幼児期から成人後まで一貫した切れ目のない効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります」に含まれると考えるため、現試案のままでいきたいと思っています。</p> <p>また、ショートステイに関する需要と供給について、受入れ先がなく困っているという声はいただいております。医療的ケアが必要な子どものショートステイ先の充実に努めてまいります。ご意見の内容については、5 - (4) - 10「必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備を促進」に含まれると考えるため、現試案のままでいきたいと思っています。</p> <p>最後のご意見について、ご意見の内容を踏まえ、試案の5 - (4) - 1を「グループホーム等に対する支援及び整備を行うことにより」と修正しました。</p>	障害者支援課
9	5 - (5) - 4	<p>児童発達支援は充実してきているが、健やかな育成を目指す子どもを中心とした観点からいうと、複数の事業所を利用しながら利用日を何とか埋めている母親も多く子どもも事業所間で環境がかわり違う体制の支援を受けて混乱していることもあるのではないかと。現状と少し乖離しているところがあるのではないかと感じている。</p>	<p>ご意見については、当課も課題のひとつとして認識しております。また、「～支援を行う上での課題やその解決方法について検討します」という記載にご意見以外の課題についても総合的に含んでいるため、ご意見の内容についての追加は行わず、現試案のままでいきたいと思っています。</p>	障害者支援課
10	6 - (2) - 3	<p>医療的ケア児はいずれ「者」になる。この受入れが問題と考える。「者」になった時の支援が遅れていると考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「医療的ケアが必要な子どもがライフステージに応じた適切な支援が受けられるように」と「医療的ケアが必要な子どもだけでなく、成人期に移行した後も受け入れることのできる」とに修正しました。</p>	障害者支援課
11	7 - (2) - 11	<p>施策のタイトル（重度障害者大学等進学支援事業）と、内容の重度の障害のある人というのは身体障害に限られるように読み取れ、身体介護だけでカバーできているのか、分かりにくい部分があるので、「重度の障害がある人」の定義を補足してほしい。</p>	<p>「重度の障害のある人（重度訪問介護利用者など）が修学するために」に修正しました。</p>	障害者支援課
12	8 - (3) のリード文	<p>「精神障害のある人や発達障害のある人等、多様な」について「精神障害のある人や発達障害のある人、難病患者等、多様な」と難病患者についても記載して欲しい。</p>	<p>意見を踏まえ、「精神障害のある人、発達障害のある人や難病患者等、多様な」に修正しました。</p>	障害福祉企画課
13	8 - (3) - 2	<p>「一般就労に伴う生活面の様々な課題」を「一般就労に伴う生活面を含めた様々な課題」に、「就業面及び生活面からの一体的な支援」の箇所を「就業面や生活面を含めた一体的な支援」に修正すべきではないかと。生活面に限定していると捉えられるため。</p>	<p>意見を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般就労に伴う生活面を含めた様々な課題」</li> <li>・「就業面や生活面を含めた一体的な支援」</li> </ul> <p>に修正しました。</p>	障害福祉企画課

No.	対象分野施策番号	委員意見	回答	所管課（回答担当）
14	8 - (5) - 2	<p>主語の「障害のある人」の記載は、障害のある人と全てと受け止められるが、実際は障害者手帳所持者に限るケースが多いので、実際と合っていない。</p> <p>また、市等が運営している施設や公共交通機関や、その他文化芸術施設などは手帳所持者のみが減免を受けられ、難病や小児慢性の特定医療費受給者証の所持者は減免等を受けられないのでこれも減免の対象にして欲しい。</p>	<p>（障害福祉企画課）</p> <p>冒頭に「障害者手帳の所持者など、障害のある人が、」と修正します。</p> <p>（難病相談支援センター）</p> <p>現在、公共施設使用料や民間事業者による公共交通運賃の割引は、一部の都市や民間事業者では、実施されている状況があります。本市としても難病のある方の社会参加の支援の一環として、公共施設使用料や民間事業者による公共交通運賃の割引は重要な施策として考えております。今後、国や他都市の動向を注視しながら検討してまいります。</p>	<p>障害福祉企画課 難病相談支援センター</p>
15	9 - (1) - 5	<p>施策の記載内容と関連事業（資料3）の内容（身体障害に限られている）が合っていないのではないかと。</p>	<p>関連事業を「芸術文化活動を行う環境づくり」の「障害のある人の芸術・文化活動を推進するため、障害者福祉会館等における芸術・文化に関する講座の開催やステージ発表や作品作品展等の芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、共催・後援を行う芸術・文化活動に関する情報提供などの支援を行います。また、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、レクリエーション事業等を開催し、地域社会における様々な活動に参加するために必要な支援を行います。」に修正しました。</p>	<p>障害福祉企画課</p>
16	<p>障害（児）福祉計画 P129・169</p>	<p>「就労定着支援」について、大事なサービスだが、具体的にどのような支援内容なのか、また、利用者数の数値が他のサービスと比較しても人数が少ないように感じたが、理由は何か。</p>	<p>就労定着支援は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行うサービスです。具体的な支援内容としては、就労定着支援員が利用者の自宅・企業等を月1回以上訪問することにより、利用者との対面相当の支援を行います。</p> <p>また、就労定着支援の対象者は、上記の就労移行支援等のサービスを利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害のある人で、就労を継続している期間が6月を経過した障害のある人であるため、他のサービスと比較して利用者が少なくなります。</p>	<p>障害者支援課</p>